

秋田市告示第194号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定により告示する。

令和7年6月18日

秋田市長 沼 谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
株式会社 あおぞら	あおぞらデ イサービス 南通り	秋田市南通亀の 町4番7号	令和7年6月15日	地域密着型 通所介護